

地区整備計画	建築	地区の区分	地区の名称	公共・公益施設地区（藤白台4丁目(1)）	
			地区の面積	約 1.1 ha	
	物等に 関係する 事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （2）公衆浴場 （3）前各号の建築物に付属するもの		
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²		
		建築物等の高さの最高限度	建築物及び工作物の高さは、10 m以下とする。		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしいものとし、周辺の環境を損なわないものとする。		
		かき又はさくの構造の制限	（1）道路に面してかき又はさくを設置する場合は、生垣又はネットフェンス・鉄柵等の透視可能な構造とする。 （2）敷地内においては周辺街並み環境に配慮した緑化を行う。		

「区域は計画図表示のとおり」